

沖縄県内務部編『糖業関係例規』とその収録令規について

青嶋 敏

地域社会システム講座

“Tougyou Kankei Reiki” and Administrative Orders and Notices of Okinawa Prefecture

Satoshi AOSHIMA

Department of Regional and Social Systems, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

一 はじめに

筆者は、これまでに、戦前期沖縄県関係の6件の令達集・令規集に収録された戦前期沖縄県の令達・令規に関する情報を整理し一覧表として公表してきた⁽¹⁾。さらに、これら6件を含む戦前期沖縄県の令達集・令規集の書誌情報について、「戦前期沖縄県の令達集・令規集について——その書誌情報の素描——」と題する研究報告論文において紹介した⁽²⁾。しかし、同論文の執筆段階では未確認のままであった令達集・令規集がいくつか存在し、それらの探究と検討とを今後の課題とした。

本稿は、これら未確認であった令達集・令規集のうち、沖縄県内務部が昭和5年に編集・発行した沖縄県の糖業関係の令規集である『糖業関係例規』（以下「本書」という場合がある。）の概要と本書が収録する沖縄県令規について紹介することを目的とする。

二 本書の所蔵状況と本稿における底本について

本稿執筆時点で筆者が確認しえた限りでは、本稿で取り上げる沖縄県内務部編『糖業関係例規』の原本は、沖縄県議会図書室の所蔵本（請求記号095.881 - Ok、登録番号107。以下「県議会図書室本」という。）が唯一のものであり、沖縄県議会図書室外には、本書の原本または複製本を所蔵している機関はないと思われる。本稿では、この県議会図書室本を底本として利用した。

この県議会図書室本は、臨時琉球諮詢委員会（1950年1月に米国軍政府の諮問機関として設置され、翌1951年4月の琉球臨時中央政府の発足とともに廃止された。）が所蔵していたものを、琉球政府立法院（1952年4月に設立された琉球政府の立法機関。）の事務局書

記室が1956年2月27日に受け入れ、その後1972年5月沖縄の日本復帰にともない、沖縄県議会図書室⁽³⁾に引き継がれたものである。前述した本書の請求記号と登録番号は、琉球政府立法院事務局当時に付されたものである。

本書の県議会図書室本については、すでに、沖縄図書館協会編『沖縄県郷土資料総合目録 昭和47年3月1日現在』（新星図書、1973年3月発行）381頁に掲載され、その存在が紹介されている。しかし、管見によれば、本書の資料的価値を検討した論考や本書を参照した糖業に関する論考は今までのところ公表されていないと思われる。

三 県議会図書室本の装丁と構成について

つぎに、県議会図書室本の装丁や構成について紹介することにしよう。

(1) 装丁

県議会図書室本の装丁はクロス張り、外表紙の縦のサイズは最大部分で15.2cm、横のサイズは最大部分で11.2cm、右開きの小型本であり、右端に綴り穴が二つ開けられ、綴り紐で結ばれている。いわゆる「加除式」の体裁になっている。ただし、追録加除に関する記録は添付されていない。

(2) 外表紙、背表紙、裏表紙

県議会図書室本の外表紙には、本書の発行年月、書名、発行者が「昭和五年三月／糖業関係例規／沖縄県内務部」（／は改行。引用者による。以下、特に断りが無い限り同じ。）というように三行に分けて黒色で印刷されている。また、「昭和五年三月」という印字と「糖業関係例規」という印字との間に「臨時琉球諮詢委員会」というスタンプ（濃紺色）が押されており、さらに「沖縄県内務部」という印字の上に「立法院」というスタンプ（朱色）が押されている。

背表紙には、「糖業関係例規」という背文字（黒色）が印刷されている。また、裏表紙のほぼ中央部分には、「立法院」というスタンプ（朱色）が押されている。さらに、外表紙右下隅から裏表紙左下隅にかけて請求記号(095.881 - Ok)を記したシールが貼付されている。

(3) 内表紙

県議会図書室本の内表紙にも、外表紙と同様に、本書の発行年月、書名、発行者が「昭和五年三月／糖業関係例規／沖縄県内務部」というように三行に分けて黒色で印刷されている。また、「沖縄県内務部」という印字の上に「立法院」というスタンプ（朱色）が押されている。

この他に、内表紙の左上部には、「琉球政府立法院／56年2月27日／第107号」というスタンプ（紺色）が、また内表紙の中央下部には、「分類番号／No. 095.881／Ok」というスタンプ（紺色）が押されている（ただし、数字とアルファベットの部分はいずれもペン書きである。）。

(4) 目次

県議会図書室本の目次部分の冒頭には「糖業関係例規／目次」と印刷されている。これに続いて、目次本体には、合計24件の沖縄県令規の名称または件名、公布または発令年、令規類型、令規番号および本文中の掲載頁が、2頁にわたって列挙されている。ただし、「蔗苗配付規程」（後掲【表2】のH21）と「依頼分析規程」（後掲【表2】のH23）の2件については、目次に公布または発令年、令規類型および令規番号の印刷はなされていない（のみならず、本文中にもそれらの情報は表示されていない）。

このように目次には合計24件の沖縄県令規が列挙されているが、県議会図書室本の本文中には目次に列挙されていない沖縄県令規が9件（後掲【表2】のH10、H12、H16、H17、H18、H19、H24、H27、H33）掲載されている。したがって、県議会図書室本が掲載している沖縄県令規の総数は33件である。

(5) 本文

県議会図書室本の本文には1頁から109頁までノンブルが表示されているが、これらの他に、8頁と9頁との間に図面2葉（「共同製糖場設計図／前側面図」と「共同製糖場設計図／平面図」）、42頁と43頁との間に図面1葉（堆肥舎の「正面図」、「断面図」および「平面図」）が綴じ込まれている（ただしこれらの図面にはノンブルの表示はない。）。

本文における各令規の表示は、1頁の昭和3年10月30日県令第50号「緑肥奨励補助規程」（後掲【表2】のH1）から48頁の昭和3年10月30日訓令第12号「糖業奨励職員駐在規程」（後掲【表2】のH11）までについては、まず一行目に二重丸、令規類型、令規番号、公布または発令年月日を印刷し、二行目ないし三行目に令規の名称・件名を印刷し、三行目ないし四行目

際に令規の条項を印刷するという形式が採られている。しかし、本文49頁の大正10年4月9日訓令乙第57号「砂糖市況通信規程」（後掲【表2】のH12）以下については、このような形式が統一的には採られておらず、各令規の表示の形式にばらつきがみられる。

(6) 奥付

県議会図書室本の奥付によれば、本書の印刷年月日は昭和5年6月18日、発行者は沖縄県内務部、発行年月日は昭和5年6月21日、印刷人は沖縄県那覇市東町4丁目35番地の興座嘉保、印刷所は同所の興座活版所である。前述のように、県議会図書室本的外表紙および内表紙には「昭和五年三月」という年月の表示があり、この年月は発行年月を表示する趣旨であると考えられるが、他方で上述のように県議会図書室本の奥付には「昭和五年六月廿一日発行」と表示されており、両者の間に発行月に関する表示のずれがある。

(7) ブックカード（貸出カード）

県議会図書室本の奥付の裏頁には、「伊東伊製」のブックカード（貸出カード）とそのホルダーが付されている。ブックカードおよびホルダーには、「請求記号」として「095.881 - Ok」という記号、「登録番号」として「107」という番号が記入されている。なお、ブックカードには1件の貸出記録が記入されている。

四 県議会図書室本の収録令規について

県議会図書室本には「まえがき」や「凡例」の類が付されていない。したがって、県議会図書室本自体からは、本書の編纂の経緯や意図について知る手がかりは得られない。

県議会図書室本に収録されている沖縄県令規の件数は、上述のように総計33件である。これら33件の令規を県議会図書室本の本文中の掲載順に一覧表に示すと、後掲の【表2】の通りである。

これら33件の令規の類型別内訳を件数の多いものから挙げれば、県令15件、告示9件、訓令乙4件、訓令甲2件、県令甲、諭告および通知各1件である。

つぎに、収録されている33件の令規をその内容で大別すると、以下のとおりである。

①共同製糖場の設置奨励、甘蔗作用優良農具の普及奨励、甘蔗中間苗圃の設置、甘蔗栽培に関連するその他の補助制度に関する令規9件（後掲【表2】のH1、H2、H3、H4、H5、H6、H7、H9、H10）。

②砂糖、砂糖樽等の物産検査に関する令規8件（後掲【表2】のH24、H25、H26、H27、H28、H29、H30、H31）。

③県立糖業試験場の職制、処務規程、蔗苗無償配付、糖業訓練生養成、依頼分析に関する令規5件（後掲【表2】のH18、H19、H21、H22、H23）。

④甘蔗に対する害虫駆除予防や野鼠駆除に関する令

【表1】 沖縄県内務部編『糖業関係例規』の年次別・類型別収録令規数

年次	類型	県令甲	県令	告示	訓令甲	訓令乙	諭告	通知	計
明治21年		1							1
大正1年							1		1
大正4年			1	1					2
大正6年			2						2
大正10年			1	1		2			4
大正11年			1	1					2
大正12年				1	1	1		1	4
大正13年				1					1
大正14年			1	1					2
昭和3年			6	2	1	1			10
昭和4年			3	1					4
計		1	15	9	2	4	1	1	33

注：表中に記載のない年次については、令規は収録されていない。

規4件（後掲【表2】のH16、H17、H20、H32）。

⑤糖業技術員の設置補助、糖業奨励職員の駐在に関する令規3件（後掲【表2】のH8、H11、H33）。

⑥製糖場の設置、変更、譲渡等に対する行政手続に関する令規2件（後掲【表2】のH13、H14）。

⑦砂糖市況調査のための通信員の設置に関する令規1件（後掲【表2】のH12）。

⑧甘蔗の作付け制限の解除に関する令規1件（後掲【表2】のH15）。

県議会図書室本の本文におけるこれら33件の令規は必ずしも体系的に配列されているわけではないが、大掴みでいえば、上記①の補助制度に関する令規が前半部分に、上記③の県立糖業試験場関係の令規が中盤に、上記②の物産検査関係の令規が後半部分に掲載されているということができよう。

さらに、これら33件の令規の公布または発令の時期については、最も古いものが、明治21年12月7日県令甲第54号「甘蔗坪数制限解除ノ件」（後掲【表2】のH15）であり、最も新しいものが昭和4年11月9日告示第205号「標準設計」（後掲【表2】のH10）である。

県議会図書室本の沖縄県令規の収録数を公布または発令年次別、令規類型別に示すと、【表1】のとおりである。

五 県議会図書室本の資料的価値について

つぎに、県議会図書室本の資料的価値について若干の検討を加えることにしよう。

ここでは、県議会図書室本の資料的価値を考察するうえでの手掛かりを得るために、県議会図書室本に収録されている沖縄県令規のうち、他の現存する令達集・令規集にも収録されているものがどれくらいあるかについて検討してみよう。

県議会図書室本は上述したように昭和5年6月21日に発行されているが、県議会図書室本の発行以前に発行された、現存する包括的な（すなわち糖業関係の令達・

令規をも収録している）令達集・令規集のうちの直近のものは、明治44年4月までに公布または発令された沖縄県令達を収録した沖縄県知事官房文書係編『沖縄県令達類纂〔改訂増補版〕』（帝国地方行政学会出版部、明治44年発行）（以下「明治44年版『令達類纂』」という。）である。他方、県議会図書室本の発行以後に発行されたそれは、沖縄県編『加除自在現行沖縄県令規全集』（帝国地方行政学会、昭和4年8月31日再版台本発行）の残存本⁽⁴⁾のうち昭和15年1月1日現在の最終追録で追録加除が打ち切られている国立国会図書館所蔵本（以下「『令規全集』(国会本)」という。）である。本書の県議会図書室本は、これら二書のほぼ中間時点で発行されたことになる。

そこで、県議会図書室本とこれら二書との間における沖縄県の糖業関係令規の収録状況の異同を具体的に確認すると、以下のとおりである（後掲【表2】の右端の「他の令規集等との重複掲載状況」欄参照）。

①県議会図書室本の収録令規のうち、明治44年版『令達類纂』に収録されているものは1件（後掲【表2】のH15）だけである。

②県議会図書室本の収録令規のうち、『令規全集』（国会本）に収録されているものは14件（同表のH2、H5、H11、H12、H15、H20、H21、H23、H25、H26、H27、H28、H29、H31）である。しかし、この14件のうち、県議会図書室本の発行以後『令規全集』（国会本）の最終追録までの間に全く改正されていないものは8件（同表のH2、H5、H11、H12、H15、H20、H21、H23）にとどまり、残りの6件は県議会図書室本の発行以後に一部改正されている。

③県議会図書室本の収録令規と『令規全集』（国会本）の収録令規とで令規の名称が同じのものが2件（同表のH6、H13）ある。しかし後者は前者を廃止して新たに制定されたものであり、令規の内容は大きく異なる。

④県議会図書室本の収録令規のうち17件（同表のH

1、H3、H4、H7、H8、H9、H10、H14、H16、H17、H18、H19、H22、H24、H30、H32、H33)については、明治44年版『令達類纂』にも『令規全集』(国会本)にも収録されていない。

以上の確認作業によれば、本書の県議会図書室本には次の点で資料的価値があるといえよう。すなわち、まず、上記④のカテゴリーの17件の令規の多くは、現時点では他の文献資料等では参照できないものと考えられる⁽⁵⁾。県議会図書室本の第一の資料的価値はこの点にあると思われる。次に、上記③のカテゴリーの2件の令規は後に廃止される以前の内容である点で、資料的に有用であると考えられる。さらに、上記②のカテゴリーの14件の令規のうち後に一部改正された7件の令規は、改正前の内容を確認するうえで資料的に有用であると考えられる。

ところで、上記③のカテゴリーで触れた2件の令規の制定改廃のように、沖縄県の糖業関係の令規については、県議会図書室本の発行後に重要な制定改廃が行われている。たとえば、本書の発行直後に制定され本書に収録されていない令規の一例として、「工場法ノ適用ヲ受ケサル製糖場」に対する警察取締について定めた昭和5年11月20日公布の県令第35号「製糖場取締規則」⁽⁶⁾がある。このような令規については当然ながら本書ではフォローすることができない。この点は本書を参照する場合に注意を要する点である。

ちなみに、沖縄県沖繩史料編集所編『沖繩県史料近代2西原叢書及糖業関係資料』(沖縄県教育委員会、1979年)655頁から692頁までには、「県令規関係」という見出しのもとに、糖業に関する沖縄県の県令、訓令等21件が収録・紹介されている。同書の「凡例」によれば、これらの令規は、「史料編集所〔現財団法人沖縄県文化振興会史料編集室——筆者注〕所蔵の覆写本『加除自在現行沖繩県令規全集』より収録」⁽⁷⁾されたものであるが、同書所収の金城功氏による「解説」が指摘するように、「沖繩史料編集所に収録されている『加除自在現行沖繩県令規全集』(複写本)の最後のさしかえは昭和一九年三月四日におこなわれているので、昭和十八年時点で有効であった関係規約規則が本『県令規集』には収録されていることになる」⁽⁸⁾。すなわち、沖繩史料編集所(現史料編集室)所蔵のこの複製本(仲西安清氏所蔵の「宮古法務支局之印」本の複製本)の最終追録は昭和19年3月4日現在である。したがって、『沖繩県史料近代2』に掲載された糖業関係令規の中には、本書の県議会図書室本とはもちろんのこと、『令規全集』(国会本)に収録されている糖業関係令規と比較しても、令規の改廃による変更が加えられているものがあることに留意する必要がある。

六 【表2】および【表3】について

最後に、本稿の末尾に資料として掲載した【表2】および【表3】について簡単に解説を付すことにしよう。

上述のように【表2】は、本書の議会図書室本に収録されている33件の沖縄県令規を同書の本文中の掲載順で一覧表示したものである。

(1) 符号、整理番号

まず、【表2】のうち「符号」欄(H)および「整理番号」欄(1~33)は、筆者が作表の便宜と後日の引用の都合上付したものである。

(2) 公布(発令)年月日から収録頁まで

【表2】のうち「公布(発令)年月日」、「令規類型」、「令規番号」、「令規の名称・件名」および「収録頁」の各欄については、本書本文の内容に基づき作成した。ただし、本文に公布日または発令日が明示されていない令規については当該の日の部分を「00」と表示した。また、本文に公布または発令年月日、令規類型および令規番号が記載されていない令規については、当該の欄に「記載なし」と表示した。そのうえで、他の令規集等によってこれらの情報が確認できるものについては、それらの情報を〔 〕の中に表示して、参考に供することにした。収録頁については、複数頁にわたる場合でも、最初の頁のみを示した。

(3) 条数、様式等

【表2】のうち「条数、様式等」欄には、本書に収録されている沖縄県令規の本則や附則の条数、付属の様式や図面、その他の情報について注記した。

(4) 沿革

【表2】のうち「沿革」欄には、本書に収録されている令規の一部改正の沿革が本書本文に表示されているものについて、その表示内容を記載した。

(5) 本令規による廃止令規

【表2】のうち「本令規による廃止令規」欄には、本書に収録されている令規によって廃止された令規についての情報が本書収録の令規の附則中に表示されているものについて、その廃止情報の内容を記載した。

(6) 他の令規集等との重複掲載状況

【表2】のうち「他の令規集等との重複掲載状況」欄には、本書に収録されている33件の令規のうち、明治44年版『令達類纂』に収録されている令規(1件)についてはその収録頁ならびに筆者が当該令規に付した符合(B)および整理番号を、『令規全集』(国会本)に収録されている令規(14件)についてはその収録頁を、それぞれ記載した。さらに、『令規全集』(国会本)に収録されている令規のうち改正の沿革についての記載があるものについては、本書の発行以後における改正の沿革に関する情報を摘記した。

後掲の【表3】は、【表2】の作成にあたって加え

た修正または補充に関する注記や本書の目次と本文に関する注記などを補注として一覧表示したものである。

七 おわりに

以上、本稿では、沖縄県内務部が編集・発行した令規集である『糖業関係例規』の県議会図書室本の概要とそこに収録されている沖縄県令規について紹介してきた。しかし、本書に収録されている個々の令規の内容の具体的な考察については、他日を期することにした。その考察を進めるためには、①戦前期沖縄県の糖業関係の令達・令規全体の中で、本書所収の諸令規の位置づけを検討するとともに、②本書所収の諸令規が、戦前期沖縄県糖業（政策）史において占める位置づけを検討することも必要となろう。さらに、③鹿児島県奄美大島の糖業関係令規⁽⁹⁾や台湾の糖業関係法規⁽¹⁰⁾との比較検討という課題もあると思われる。

注

- (1) 筆者がこれまでに公表した戦前期沖縄県の令達集・令規集に関する研究は以下の通りである。①青嶋敏「明治三九年版『沖縄県令達類纂』（上下巻）所収令達一覧」（『社会科学論集』44号、2006年）243～275頁、②同（編）『『沖縄県令達類纂（上下巻）』所収令達一覧 合冊版』（2005年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）「沖縄近代法の形成と展開——沖縄の特殊性と普遍性——」研究成果報告書別冊・資料集2、2006年）、③同「明治三九年版『沖縄県令達類纂下巻』巻末「附録」掲載廃止・取消令達一覧」（『社会科学論集』45号、2007年）229～243頁、④同「明治四四年版『沖縄県令達類纂（上下巻）』所収令達一覧」（『社会科学論集』45号、2007年）245～279頁、⑤同「『沖縄県町村諸規程』（横内家文書）とその収録令達について」（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』57輯、2008年）131～139頁、⑥同「『沖縄県警察法規類典 全』とその収録令規について」（『社会科学論集』46号、2008年）331～360頁、⑦同「『沖縄県会計法規』とその沖縄県関係の収録令規について」（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）（オンライン版）』59輯、2010年）93～101頁および⑧同「『沖縄県町村自治之菜 全』とその沖縄県関係の収録令規について」（『社会科学論集』48号、2010年）71～100頁。また、⑨青嶋敏・金城善「『官報』に掲載された沖縄県令の件名等と学事関係規定の変遷」（『社会科学論集』47号、2009年）223～265頁では、明治21年～明治24年発行の『官報』に掲載された沖縄県の県令甲の件名・番号等に関する情報を整理し一覧表として公表した。さらに、青嶋敏（編）『戦前期沖縄県令達令規目録——令達集・令規集収録編（暫定版）——』（2009年）では、以上のうち①～⑥、および⑨の論考で取り上げた沖縄県の令達・令規の情報を統合し、公布または発令年次別、類型別、番号順（公布または発令年月日順）に再編集した。
- (2) 平成17～20年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）研究成果報告書『沖縄近代法の形成と展開——沖縄の特殊性と普遍性——』（2009年3月）7～22頁。
- (3) 沖縄県議会図書室の沿革については、沖縄県議会図書室編『議会図書室のあらし（平成20年）』（沖縄県議会事

務局、2008年）1頁、沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典上巻』（沖縄タイムス社、1983年）446頁〔宮城剛助氏による解説〕参照。

- (4) いわゆる加除式の令規集である『加除自在現行沖縄県令規全集』には、昭和4年発行の再版台本に対する追録の加除が打ち切られた時期が異なるものが残存している。筆者が本稿執筆時点で確認しえた限りでは、①国立国会図書館所蔵本（最終追録第173号、内容現在昭和15年1月1日）、②琉球大学附属図書館沖縄関係資料室所蔵本（「財団法人沖縄財団謹贈」印本）（最終追録第201号、内容現在昭和17年10月1日、第一綴りのみ）、③史料編集室所蔵本（沖縄県学校指導課寄贈本）（最終追録不詳、内容現在不詳、第二綴りのみ）、④仲西安清氏所蔵本（「宮古法務支局之印」本）（最終追録第212号、内容現在昭和19年3月4日）、⑤沖縄県公文書館所蔵本（「八重山地方庁之印」本）（最終追録第215号、内容現在昭和19年5月1日）、⑥沖縄県議会図書室所蔵本（帝国地方行政学会寄贈本）（最終追録第216号、内容現在昭和19年7月10日、第一綴りのみ）の6種類である。
- (5) 現時点では『沖縄県公報』との照合は未着手であるが、玉木園子「戦前の沖縄県公報の残存状況について」（『史料編集室紀要』28号、2003年）57頁によれば、『沖縄県公報』の残存状況は、明治44年から大正14年までおよび昭和4年から昭和6年までは皆無であり、大正15年は1点、昭和2年と昭和3年は各2点にすぎない。
- (6) 『令規全集』（国会本）第十三類24ノ4ノ6頁、帝国地方行政学会編『沖縄県警察法規類典 全』（帝国地方行政学会、昭和10年1月台本発行）の国立国会図書館所蔵本の第二類35頁。
- (7) 沖縄県沖縄史料編集所編『沖縄県史料近代2西原叢書及び糖業関係資料』（沖縄県教育委員会、1979年）23頁。
- (8) 同書、31頁。
- (9) 鹿児島県奄美大島の糖業関係の令規集として、鹿児島県大島支庁編『糖業関係例規』（同支庁、1933年5月発行）がある（沖縄県立図書館山下久四郎文庫および琉球大学附属図書館沖縄関係資料室が所蔵している。）。
- (10) 台湾の糖業関係の法規集として、水田栄雄編（のち日本糖業聯合会編）『糖業関係法規集』（台湾糖業聯合会、1912年6月初版；日本糖業聯合会、1941年第9版）がある（国立国会図書館が所蔵している。）。

〔付記〕本稿は、2009年度～2010年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）「沖縄近代法の構造とその歴史的な性格」（研究課題番号21243002、研究代表者沖縄大学教授田里修）による研究成果の一部である。

（2010年9月17日受理）

【表2】沖縄県内務部編『糖業関係例規』所収沖縄県令規一覧

符号	整理番号	公布(発令)年月日	令規類型	令規番号	令規の名称・件名	収録頁	条数、様式等	沿革	本令規による廃止令規	他の令規集等との重複掲載状況
H	1	昭和03/10/30	県令	50号	緑肥奨励補助規程	1	本則8か条、附則2か条。様式第3号まで。			
H	2	昭和03/10/30	県令	51号	共同製糖場設置補助規程	7	本則11か条、附則2か条。様式第4号まで。図面2葉。			『令規全集』(国会本)第十一類46頁(改正なし)。
H	3	昭和03/10/30	県令	52号	優良農具購入補助規程	12	本則9か条、附則2か条。様式第2号まで。			
H	4	昭和03/10/30	県令	53号	灌漑排水設備補助規程	16	本則11か条、附則3か条。様式第8号まで。			
H	5	昭和03/12/03	告示	200号	共同製糖場設置補助規程第三条ニ依ル共同製糖場並附属倉庫ノ設計標準表設備ニ要スル器具、機械左ノ通り定ム	28	条項の区分なし。			『令規全集』(国会本)第十一類48頁(改正なし)。末尾に図面2葉が付されている。
H	6	昭和04/10/31	県令	41号	甘蔗中間苗圃設置補助規程	29	本則11か条、附則2か条。様式第8号まで。		昭和2年2月県令第7号甘蔗中間苗圃設置補助規程を廃止(附則第2条による)。	
H	7	昭和03/10/23	県令	48号	農地防風林造成補助規程	34	本則11か条、附則2か条。様式第3号まで。			
H	8	昭和03/10/23	県令	49号	糖業技術員設置補助規程	39	本則8か条、附則2か条。様式第3号まで。			
H	9	昭和04/10/25	県令	40号	堆肥舎設置補助規程	42	本則9か条、附則2か条。様式第3号まで。図面1葉。			
H	10	昭和04/11/09	告示	205号	標準設計	48	内容は8項目。ただし、条項の表示はない。			
H	11	昭和03/10/30	訓令甲	12号	糖業奨励職員駐在規程	48	本則3か条、附則1か条。宛名は「支庁、内務部」。			『令規全集』(国会本)第十一類40/4頁(改正なし)。
H	12	大正10/04/09	訓令乙	57号	砂糖市況通信規程	49	本則のみ6か条。宛名は「知事官房、内務部」。			『令規全集』(国会本)第十一類48/2/2/4頁(改正なし)。
H	13	大正04/07/10	県令	25号	製糖場規則	50	本則のみ16か条。ただし、第2条乃至第4条は削除されている。	大正5年6月県令第39号、6年12月県令第29号、15年7月県令第45号、11月県令第79号により改正。		
H	14	大正04/07/29	告示	86号	製糖場規則施行手続	54	本則のみ5か条。第1条に様式1件、第2条に様式2件、第3条に様式1件、第4条に様式1件あり。	大正15年12月告示第177号により改正。		

符号	整理番号	公布(発令)年月日	令規類型	令規番号	令規の名称・件名	収録頁	条数、様式等	沿革	本令規による廃止令規	他の令規集等との重複掲載状況
H	15	明治21/12/07	県令甲	54号	甘蔗坪数制限解除ノ件	61	条項の区分なし。			明治39年版『令達類纂』上巻424頁(A338)、明治44年版『令達類纂』第七類99頁(B336)、『令規全集』(国会本)第十一類48ノ2ノ8頁(改正なし)。
H	16	大正11/06/00	県令	26号	害虫駆除予防方法施行ノ件	62	内容は3項目。ただし条項の表示はない。	大正11年6月県令第32号、県令第35号、11月県令第45号、13年1月県令第3号、5月県令第18号、14年3月県令第1号、12月県令第17号、15年11月県令第80号、昭和3年1月県令第1号により改正。		
H	17	大正11/06/00	告示	94号	駆除予防施行期日ノ件	63	条項の区分なし。			
H	18	大正06/04/24	県令	12号	沖縄県立糖業試験場職制	63	本則のみ7か条。	大正8年3月県令第10号、昭和3年12月10日訓令乙第1525号により改正。		
H	19	大正06/04/24	県令	12号 [ママ]	沖縄県立糖業試験場処務規程	65	本則のみ7か条。	大正8年3月県令第10号、昭和3年12月県令第60号により改正。		
H	20	大正10/01/18	告示	7号	野鼠室扶斯菌配付規程	66	本則8か条。第2号様式まで。	大正15年7月告示第87号、昭和2年5月告示第65号により改正。		『令規全集』(国会本)第十一類39頁(改正なし)。
H	21	記載なし [大正13/10/25]	記載なし [告示]	記載なし [167号]	蔗苗配付規程	69	本則6か条。第2号様式まで。			『令規全集』(国会本)第十一類40頁(改正なし)。
H	22	昭和03/10/09	告示	178号	沖縄県糖業練習生養成規程	71	本則19か条、付則1か条。様式第4号まで。		大正6年7月24日告示第109号沖縄県立糖業試験場糖業講習生養成規程を廃止(附則による)。	
H	23	記載なし [大正14/12/22]	記載なし [告示]	記載なし [226号]	依頼分析規程	79	本則7か条。第2号書式まで。			『令規全集』(国会本)第十一類40ノ2頁(改正なし)。
H	24	大正01/10/13	諭告	1号	記載なし	82	条項の区分なし。			
H	25	[大正]14/05/16	県令	9号	物産検査規則	83	本則23か条、附則2か条。様式第7号まで。		大正12年5月県令第17号物産検査規則を廃止(第24条第2項[附則]による)。	『令規全集』(国会本)第十一類28ノ5頁。以後5回改正あり。初回改正昭和8年8月県令第17号、最終改正昭和14年12月県令第33号。

符号	整理番号	公布(発令)年月日	令規類型	令規番号	令規の名称・件名	収録頁	条数、様式等	沿革	本令規による廃止令規	他の令規集等との重複掲載状況
H	26	大正12/07/01	訓令乙	91号	物産検査手続	96	本則7か条、附則1か条。	「第二一二号改正 一四、七、一四」と記載されているが、公布(発令)年月が不明である。	大正元年訓令甲第12号砂糖砂糖樽検査手続、大正5年訓令乙第51号焼酎検査手続、同年訓令乙第52号帽子検査手続を廃止(第8条〔附則〕による)。	『令規全集』(国会本)第十一類34頁。以後、昭和8年9月訓令乙第107号により1回改正。
H	27	大正12/07/01	告示	86号	沖縄県物産検査所同出張所同検査吏員派出所ノ名称管轄区域位置検査場所	97	告示の本体は一覧表である。	「告示第四七号一四、四、一第二二号一五、二、二七改正」と記載されているが、公布(発令)年月が不明である。		『令規全集』(国会本)第十一類28/3頁。以後2回改正あり。第1回改正昭和9年9月告示第235号、第2回改正昭和10年11月告示第221号。
H	28	大正12/12/01	訓令甲	18号	物産検査標準査定規則	101	本則12か条、附則2か条。		大正元年十月訓令甲第13号砂糖検査標準糖査定規則および大正五年四月訓令甲第17号帽子検査標準査定規則を廃止(第14条〔附則〕による)。	『令規全集』(国会本)第十一類36頁。以後3回改正あり。初回改正昭和3年11月訓令甲第15号、第二回改正昭和8年8月訓令甲第5号、最終改正昭和9年10月県令第5号。
H	29	大正10/02/21	県令	12号	物産検査手数料収納規則	103	本則5か条、附則2か条。別記様式(沖縄県物産検査手数料領収証紙交付所の標札)。	大正11年3月県令第11号により改正、14年5月20日改正〔令規番号の記載なし〕。	大正5年4月県令第33号物産検査手数料徴収規則を廃止(附則第2条)。	『令規全集』(国会本)第十一類27頁。以後2回改正あり。第1回改正昭和6年3月県令第6号、第2回改正昭和8年8月県令第16号。
H	30	大正12/11/29	通知	物検156号	赤糖検査手数料ニ関スル件	105	条項の区分なし。			
H	31	大正10/02/21	訓令乙	14号	物産検査所手数料取扱手続	105	本則7か条。様式第1号から様式第5号までは省略されている。	「第二五九号十四、十二、十七改正」と記載されているが、公布(発令)年月が不明である。		『令規全集』(国会本)第十一類27頁。以後、昭和6年3月訓令乙第51号により1回改正。
H	32	昭和04/09/20	県令	36号	蠶豆象蟲駆除予防規則	107	本則9か条、附則1か条。		昭和4年11月9日県令第42号により改正。	
H	33	昭和03/11/02	訓令乙	136号	郡ニ駐在スル糖業事務ニ従事スル職員旅費支給規程	108	本則3か条、附則1か条。別表(月額旅費表)。		昭和4年11月9日県令第42号により改正。	

注:本表において、明治39年版『令達類纂』とは明治39年版『沖縄県令達類纂(初版)』、明治44年版『令達類纂』とは明治44年版『沖縄県令達類纂(改訂増補版)』、『令規全集』(国会本)とは『加除自在現行沖縄県令規全集』(国立国会図書館所蔵本)をさす。

【表3】 【表2】 への補注

符号	整理番号	補注
H	1	本書本文1頁では、公布年は昭和3年と表記されている。
H	2	『令規全集』（国会本）第十一類46頁の昭和3年県令第51号には図面は付されていない。H2に付されている図面2葉と同じ図面が、『令規全集』（国会本）第十一類48頁の昭和3年告示第200号に付されているので、H2に付されている図面2葉は綴り間違いであると考えられる。なお、本書本文7頁では、公布年は昭和3年と表記されている。
H	3	本文12頁のH3の「見出し」は、「沖縄県告示第二〇〇号沖縄県令第五二号」と印刷されている。しかし、本書28頁には昭和3年告示第200号（H5）が掲載されており、H3の「見出し」中の「沖縄県告示第二〇〇号」の部分は誤りであると考えられる。なお、H3の一行目の「見出し」部分は本文12頁に印刷されている。
H	6	『令規全集』（国会本）第十一類48ノ2ノ5頁所収の、H6と同名の「甘蔗中間苗圃設置補助規程」は、昭和7年10月11日県令第28号であり、同県令附則第2項は「昭和四年十月沖縄県令第四一号甘蔗中間苗圃設置補助規程ハ之ヲ廃止ス」と規定して、H6を廃止した。
H	9	H9に付されている図面1葉は、本来は昭和4年告示第205号（H10）に付属する図面であると考えられる。
H	10	H10は、本書の目次には掲載されていない。末尾に「其ノ他ハ図面通」という文言があるが、H10には図面が付されていない。
H	12	H12は、本書の目次には掲載されていない。
H	13	『令規全集』（国会本）第十一類40ノ4頁所収の「製糖場規則」は昭和11年4月10日県令第7号であり、同県令第14条（附則）は、「大正四年沖縄県令第二十五号製糖場規則及同年七月沖縄県告示第八十六号製糖場規則施行手続ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス」と規定して、H13を廃止した。
H	16	H16は、本書の目次には掲載されていない。H16の本文には公布日の表示がない。
H	17	H17は、本書の目次には掲載されていない。H17の本文には公布日の表示がない。
H	18	H18は、本書の目次には掲載されていない。本書本文64頁はH18を大正6年県令第12号と表示し、本書本文65頁はH19を大正6年県令第12号と表示している。『令規全集』（国会本）の「年別索引」34頁には、「沖縄県立糖業試験場職制」が大正6年県令第12号として掲載されている。
H	19	H19は、本書の目次には掲載されていない。本書本文65頁はH19を大正6年県令第12号と表示しているが、H18と同一の類型・番号となる。H19の一部改正が大正8年県令第10号および昭和3年県令第60号によって行われているので、H19の令規類型は「県令」とであると推定される。そうすると、令規番号「12号」が誤記である可能性がある。
H	20	『令規全集』（国会本）第十一類39頁では、H20の名称は「沖縄県立糖業試験場野鼠室扶斯菌配付規程」と表記されている。
H	21	『令規全集』（国会本）第十一類40頁では、H21の令規類型、令規番号および公布年月日は、「告示第百六十七号（大正十三年十月二十五日）」と表記されている。【表2】ではこれに従って、令規類型、令規番号および公布年月日を〔 〕内に記載した。なお、同書では、H21の名称は「沖縄県立糖業試験場蔗苗配付規程」と表示されている。
H	23	『令規全集』（国会本）第十一類40ノ2頁では、H23の令規類型、令規番号および公布年月日は「告示第二百二十六号（大正十四年十二月二十二日）」と表記されている。【表2】ではこれに従って、令規類型、令規番号および公布年月日を〔 〕内に記載した。また、同書では、H23の名称は「沖縄県立糖業試験場依頼分析規程」と表記されている。
H	24	H24は、本書の目次には掲載されていない。H24の本文の冒頭部分は以下の通り。「砂糖ハ本県重要物産ノ首位ヲ占メ最近産額五千万斤ニ垂ントス從テ其ノ市価ノ高低ハ直ニ県經濟ノ消長ニ關ス回顧スレハ置県ノ当時既ニ県是ヲ産業ノ發達ニ置キ勸業資金ノ貸下ヲ行ヒ砂糖前代ノ弊ヲ矯メ甘蔗作付反別ノ制限ヲ解キ尋テ甘蔗耕作審査会等ヲ設ケテ甘蔗耕作製糖方法ノ奨励指導ニ務メ……」。
H	25	本書本文83頁では、H25の公布年月日の表示は「（十四年五月十六日）」と印刷されており、元号の表示がない。『令規全集』（国会本）第十一類28ノ5頁によれば、H25の公布年月日は大正14年5月16日と記載されており、【表2】ではこれに従った。なお、本県令第1条第1項は、「本則ニ於テ物産ト称スルハ砂糖、砂糖樽、焼酎及青筵ヲ謂フ」と規定している。
H	26	H26の令規類型について、本書の目次では「（大一、二、県令九一）」と印刷されているが、本文96頁では、「県訓令乙第九十一号」と印刷されている。【表2】では、本文の表記に従った。
H	27	H27は、本書の目次には掲載されていない。
H	28	本書の目次では、H28の公布年と令達類型について「大一、二県令甲一八」と印刷している。
H	31	本書の目次では、H31の令規の名称について、「物検産査手数料取扱手続」と印刷している。
H	33	H33は、本書の目次には掲載されていない。

注：本表において、「本書」とは『糖業関係例規』（沖縄県議会図書室所蔵本）、『令規全集』（国会本）とは『加除自在現行沖縄県令規全集』（国立国会図書館所蔵本）をさす。